

群馬大学大学院教育学研究科教務委員会内規

令和 4. 4. 1 制定

改正 令和 4. 6. 1 令和 5. 6. 21

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、教務に関する事項について研究科長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業計画の立案及びこれに伴うコース間の連絡調整に関する事項
- (2) 授業の運営に関する事項
- (3) 成績評価に関する事項
- (4) 課題研究に関する事項
- (5) 教育の質保証に関する事項
- (6) 実習単位の免除に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項に係る改善に関する事項
- (8) その他教務に関する必要事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科教務委員長（以下、「委員長」という。）
- (2) 委員長の属するコースを除く各コースから選出された教員 2人
- (3) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、原則として、教育学研究科を主担当とする教授の中から、共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議から推薦のあった者を、研究科教授会の議を経て、学部長が指名する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第9条 委員会の審議結果は、研究科教授会へ付議するものを除き、研究科教授会の構成

員に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年6月21日から施行する。